

監視・影響調査ワーキング・グループにおける論点（その1）

- －より多様な生き方を可能にする社会システムの実現について－
- －監視・影響調査機能の強化について－
- －各 WG 共通論点－
- －男女共同参画基本計画（第3次）に向けた総括的意見－

基本問題・計画専門調査会
監視・影響調査ワーキング・グループ

I. 現状認識・推進状況

1. より多様な生き方を可能にする社会システムの実現について

※ 男女共同参画基本計画及び監視・影響調査報告書のフォローアップ資料等より要点を抜粋。

(1) 税制

(配偶者控除の見直し)

- 平成 15 年度税制改正において、配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乘せして適用される部分について廃止。
- 平成 19 年 11 月「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（政府税制調査会）が示される。
- 平成 21 年 12 月「平成 22 年度税制改正大綱」において、「配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組むこととします。」とされている。

(2) 社会保障制度

(第3号被保険者制度の在り方の見直し)

- 平成 20 年 4 月より、被扶養配偶者（第3号被保険者）を有する第2号被保険者が納付した保険料は夫婦が共同して負担したものとみなして、夫婦が離婚した場合、第3号被保険者からの請求により、納付記録を2分の1に分割し、その記録に基づいて夫婦それぞれに老齢厚生年金の給付が行われる仕組みが導入された。

(パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大)

- 「被用者年金一元化法案」については、平成 21 年 7 月、衆議院の解散に伴って廃案。

(遺族厚生年金の仕組みの在り方の検討)

- 平成 19 年 4 月より、自らの保険料納付が給付に確実に反映される仕組みとするという観点から、本人の老齢厚生年金が全額受給されることを基本とし、改正前の制度で遺族となった場合に受給できる額と本人の老齢厚生年金との差額が遺族厚生年金として支給される仕組みとなった。

(年金制度におけるモデル世帯の在り方の検討)

- 家族形態の多様化を踏まえ、平成 16 年の財政再計算の公表時から、片働き世帯だけでなく、単身世帯（男女別）や共働き世帯についても将来の年金給付水準等の見通しを示しており、平成 21 年財政検証関連資料においても、同様の見通しを示している。

(年金制度について)

- 年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設。
- 消費税を財源とする月額 7 万円の「最低保障年金」を創設することを骨格とする法律を平成 25 年までに成立させることとしており、今後具体的な制度設計を行う。

(3) 家族に関する法制の整備

- 選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正については、法務大臣の諮問機関である法制審議会が平成 8 年 2 月に答申した内容を踏まえ、国民の意識の動向を見守りつつ、引き続き検討を進めている。

2. 監視・影響調査機能の強化について

(1) これまでの監視・影響調査の主な取組

(フォローアップ)

- 女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について（平成 17 年 7 月 15 日、男女共同参画会議、監視・影響調査専門調査会）
- 男女共同参画基本計画（第 2 次）フォローアップ（平成 20 年 3 月 4 日男女共同参画会議意見決定）

(監視・影響調査)

- 平成 19 年 3 月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 19 年 5 月男女共同参画会議意見決定）。
- 平成 20 年 6 月に「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 20 年 6 月男女共同参画会議意見決定）。
- 平成 21 年 11 月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成 21 年 11 月男女共同参画会議意見決定）。

(2) 監視・影響調査への要請

(男女共同参画基本計画(第2次)フォローアップ結果についての意見)

➤ 平成20年3月4日男女共同参画会議資料(抜粋)

男女共同参画会議は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第22条第4号に基づき、監視・影響調査を実施した。

男女共同参画基本計画(第2次)の着実かつ効果的な推進を図る観点から今後の取組に向けて留意することが重要と考えられる事項について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下のとおり意見を述べるものである。

(中略)

- ① あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画の実現を目指すことが重要であり、特に、これまで男女共同参画の視点がとり入れにくかった各分野においては、今後この点に留意した取組が望まれる。特に、この観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化すべきである。

(女性の参画加速プログラム)

➤ 平成20年4月8日 男女共同参画推進本部決定(抜粋)

(前略)

(監視・影響調査機能の強化)

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施する観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化する。

(後略)

II. 男女共同参画基本計画(第3次)に向けた論点

1. より多様な生き方を可能にする社会システムの実現について

(1) 基本的な認識

- 男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会を実現するための基本理念の1つとして「社会における制度又は慣行についての配慮」(第4条)を掲げている。
- 社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実には男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。
- 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会(家族を含む。)における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題。
- 今後の施策の基本的な方向として、片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から、個人単位の制度・慣行に変更し、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会としていくことが必要。
- また、男女共同参画社会の形成には、男女が共に家族に関する責任を担えるよ

うにしていくことが重要。

- 我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、これまで重ねて指摘してきた事項も踏まえ、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行うことを強く望む。

(2) 今後の課題

(検討の視点)

- 女性の経済的自立を支える社会システムへの見直し
 - － 女性の就業調整や非労働力化を促す可能性のある制度の見直し。
- 働き方の多様化への対応
 - － 女性は、育児等に伴う就業中断や就業形態の変化が生じやすく人生を通じた就業年数が短くなる傾向。
 - － 人生を通じた多様なライフスタイルの尊重と、多様な働き方に中立的な、ライフスタイルの変化により影響を受けない制度の構築。
- 育児・介護などの家庭で担われている役割の経済的・社会的評価
- 家族形態の変化への対応
 - － 核家族化や未婚・離婚の増加、高齢化の進展による単身世帯やひとり親世帯の増加に対応したセーフティネットの再構築が必要。
- 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備。特に、資産状況の男女差に着目した配慮。
- 制度・慣行が男女に与える影響の違いを明らかにする調査研究等

(具体的施策の例)

➤ 税制

- 女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう検討する必要がある。特に、配偶者控除については、国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める必要がある。

➤ 社会保障制度

- 社会保障制度については、女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向でその在り方について検討を進める必要がある。この中で、社会保険の適用については雇用形態に関わらず公平な制度となるよう引き続き議論を進める必要がある。
- 年金制度については、これまでも、女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し、女性の働き方の変化を踏まえた制度への見直し、家族形態の変化に対応した制度への見直しといった観点から、以下のような指摘を行ってきたところ。

(指摘事項の例)

- ☆女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し
 - ・第3号被保険者制度の在り方の検討
- ☆女性の働き方の変化を踏まえた制度への見直し
 - ・パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大
 - ・遺族年金の仕組みの在り方の検討
- ☆家族形態の変化に対応した制度への見直し
 - ・年金制度におけるモデル世帯の在り方の検討
 - ・老齢年金の加入期間の在り方の見直し

- ・ 今後創設が予定されている「所得比例年金」や「最低保障年金」の具体的な制度設計においては、これまで指摘してきた点も含め、新たな制度が男女の社会における活動の選択に中立的な制度となるよう検討する必要がある。
- 家族に関する法制の整備
- ・ 夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえて、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要。
- ・ また、家族法制の在り方については、時代の変化等に応じて、今後とも、その課題を検討していくことが求められる。

(参考：平成21年11月26日 男女共同参画会議 有識者議員提出資料(資料1-2)(抜粋))

1. 民法改正(婚姻適齢、離婚後再婚禁止期間、選択的夫婦別氏、婚外子差別の是正等)
 - 法制審議会(平成8年に答申)、男女共同参画会議や専門調査会などで議論されてきた。現行法制下で結婚に際して支障を感じている者に対する選択肢の拡大や、子どもについての差別をなくすための改正が必要である。

2. 監視・影響調査機能の強化について

- ・ 監視・影響調査による報告書をもとに、男女共同参画会議が行った意見決定(「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策について」「高齢者の自立した生活に対する支援について」「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」)において提言された施策を基本計画に反映させるとともに、施策の進捗状況の監視を実施する。
- ・ 2009年8月の女子差別撤廃委員会(CEDAW)の最終見解に対し、次回の定期審査に向け、政府の施策の進捗状況の監視を実施する。
 - － 女子差別撤廃条約に基づく第6回報告に対するCEDAWからの勧告に対応するための工程表が必要であり、その進捗状況を監視する必要がある。
- ・ 施策の企画段階で男女別の状況やニーズが把握されて施策へと反映され、また

男女別の実績や効果が把握されて、次の施策へと反映されていくことが必要である。

- － そのための手法の開発を進める。その際、政策評価法による政策評価との連携や、諸外国で実施されているジェンダー予算等の手法についても調査研究を進める。
- 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実が必要である。
- 政策の評価の段階では、アウトプット評価からアウトカム評価へとつなげ、政策の課題解決への貢献度を、男女別に把握していくことが必要である。

<各 WG 共通論点>

1. 風土の改革・気運の醸成、あらゆる年代層への広報・意識啓発と実践的取組

- 男女共同参画は男性にとっても重要であるという視点が必要。
- どのような広報が効果があるのか、科学的な検証を行うことも必要ではないか。
- 教育による効果は目に見えにくいだが、長期的な効果は大きい点に留意が必要。
- 児童・生徒・学生の親に対する教育も重要である。
- メディアにおける女性の参画、特に方針決定過程への参画を進める必要がある。
- 活字や映像、インターネットなどの媒体を通じて伝えられる情報のコンテンツについて、女性の人権に配慮した表現についてのメディアの自主的な取組を促す必要がある。また女性の人権侵害につながるメディア表現等についてモニタリングし改善を求める市民団体や NPO などの活動を促す必要がある。

2. 国と地方の推進体制の整備充実・地方公共団体、企業、大学、NPO、地縁団体、男女共同参画センター等との連携強化

- 地方公共団体での体制は「労政」「保健」「福祉」など、施策ごとに個別の対策となりやすく、ともすると「男女共同参画」の視点が落ちがちとなる。内閣府は、男女共同参画の視点からの実践的支援を行う必要がある。
- 男女共同参画推進の担い手として今後重要性が増すと考えられる NPO の活動に対し、税制優遇の充実などの支援が必要である。

<男女共同参画基本計画（第3次）に向けた総括的意見>

- 人口減少局面に入ったわが国の現状を踏まえれば、第3次計画の策定にあたっては、「人口減少社会」と「少子化・高齢化」、特に次のような点を踏まえる必要があるのではないかと。
 - － 全体的な人口減少だけでなく、生産年齢人口の急速な減少によって、高齢者人口の比率増加と生産年齢人口の比率減少という構成比の顕著な変

- 化が起こること。
- － 減少する生産年齢人口の中でも今後中核的な支え手となる若年者人口の減少が顕著であること。
 - － 都市や地方など、地域によって高齢化の進行や様相が異なること。
- 上記の変化を踏まえれば、次期計画において下記のような視点をもつことが重要であろう。
 - － 「持続可能な安定経済成長」「労働供給」といったマクロの観点からの検討も必要ではないか。生産年齢人口についてその半分を占める女性をどう戦力化するか議論すべき。
 - － 高齢者人口の比率が高まる中、介護などの福祉を支える人材が減少することは、女性の負担を増やすことにつながるのではないか。
 - － 地域コミュニティの崩壊が言われる中で、その再生を図っていく視点も重要ではないか。
 - 男性も含めた育児休業の取得の促進が必要ではないか。そのためにも、育児休業の有償化の在り方の検討も必要ではないか。
 - 社会保障・福祉については、今後の労働力人口の減少を踏まえ、国・地方・事業主・個人の給付と負担の在り方はどうあるべきか、今後とも議論していく必要があるのではないか。
 - 同一価値労働同一賃金を徹底すべきである。

監視・影響調査ワーキング・グループにおける論点（その2）

－生活困難を抱える人々への対応について－

基本問題・計画専門調査会
監視・影響調査ワーキング・グループ

I. 現状認識

- 結婚や家族をめぐる変化、雇用・就業をめぐる変化、グローバル化など経済社会が大きく変化する中、ひとり親世帯、不安定雇用者、外国人、障害者等、生活に困難を抱える人々の状況は多様化かつ深刻化していると考えられる。
- 加えて昨今の金融危機に端を発した経済あるいは雇用情勢の急激な悪化が、生活困難を抱える人々をさらに生み出し、またその状況を悪化させてしまっていることが懸念される。
- このうち女性が生活困難に陥りやすいという問題については、かつてはみえにくい問題であったものが経済社会の変化のもとで顕在化しつつある。
- また、雇用情勢が厳しくなったりグローバル化が進む中、生活困難を抱える層の多様化・一般化が進みつつあるが、その状況や背景には男女共同参画の観点から留意すべき点がみられる。

II. 男女共同参画基本計画（第3次）に向けた論点

1. 基本認識

- 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」で取りまとめた下記の論点を、男女共同参画基本計画（第3次）に反映させる。（詳細は「2.」以下参照）
 - 経済的な困難だけでなく、社会生活を営む上での困難も含む広い概念である「生活困難」に直面する人々が増加している。家族の変容、雇用・就業をめぐる変化、グローバル化などが影響している。
 - 相対的貧困率によって経済的困難の状況を見ると、ほとんどの年齢層で女性の方が男性よりも高い状況にあり、その差は高齢期で拡大。
 - 高齢単身世帯、勤労世代の単身世帯で相対的貧困率が高く、女性の方が厳しい状況にある。また、母子世帯で相対的貧困率が高く、その影響が母子世帯の子どもにもみられる。
 - 生活困難の複合化、固定化、次世代への連鎖がみられる。
 - 世帯や個人が生活困難に陥るリスクを低減し、生活困難を防止するためにも男女共同参画の推進が必要である。

- 生活困難を抱える人々が持てる力を引き出すエンパワーメントに向けた取組が必要である。精神的な回復が必要な人々に対しては、その回復を支援する仕組みが求められる。
- 個人を一貫してフォローするため、複数の支援を組み合わせ、個人のライフコースに沿った切れ目ないサービスの提供が必要。そのために国や地方公共団体、NPOや企業も含めた多様な主体の連携が必要。
- これらの認識は男女共同参画基本計画（第3次）において重点的に取り組むべき重点事項の一つとして記述をする。

2. 生活困難の背景と男女共同参画をめぐる問題

（女性が生活困難に陥る背景）

- 妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響により、女性は就業中断が生じやすく、育児等との両立のために選べる職域が限られがち。
- 働き方の一つとして自発的に選択する場合もある一方で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の浸透が不十分であることなどを背景に、女性の雇用が非正規雇用に集中。相対的に低収入で不安定な雇用に就きやすい就業構造が存在。
- DV等の女性に対する暴力被害の相談件数は年々増加。女性に対する暴力は、被害女性の自尊心を著しく壊し、様々な身体的・精神的な不調をもたらし、就業や社会参加を困難にしている。
- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が影響。
- これら女性の生活困難の根底には男女共同参画社会の進展が道半ばであるといった問題が背景にある。また単身世帯やひとり親世帯の急増、配偶者である男性の雇用不安の増大など経済社会の変化によって生活困難を抱える女性が増加していると考えられる。

（男性特有の状況）

- 家庭・地域における男女共同参画が十分に進んでいないことから、父子世帯、高齢単身男性など、男性が地域で孤立しがちな状況があり、核家族化等の中で介護負担が生じている懸念もある。
- 男性ニート、父子家庭などで、「男性が主に稼ぐべきもの」、「男性は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーが、厳しい状況にある男性をより困難な状況に追い込んでいる懸念もある。

（男女共通に見られる状況）

- 育ってきた過程での教育・学習の不足、自尊感情の形成の不足が成人後の就業

- や社会活動に不利な状況を生み出しているという、成育家庭を巡る問題。
- 学歴の不利が職業選択を限定的なものとし、低収入な状況をもたらしやすいという学歴の問題。
 - いじめ・不登校の経験を持つ人やDVや児童虐待の被害者の中には自尊感情が著しく侵害され、社会適応困難を抱える人が少なくないという問題。
 - 自発的に選択される場合もあるが、不安定な身分やキャリア形成の困難さ、不十分なセーフティネットなど非正規雇用を巡る問題。
 - 言語のハンディや文化的な相違のために、必要な行政手続き、適正な雇用契約や支援から漏れてしまうという外国人の抱える問題。

3. 男女共同参画基本計画（第3次）に向けた考え方

- 固定的性別役割分担意識の解消を図りつつ、就業構造や社会制度の改革を進めること、男性も含めた働き方の見直しや家族・地域への参画を進めることなど、生活困難を防止するためにも男女共同参画の推進が必要。
- 1990年代を通じて急速に増加した非正規雇用、家族の扶養や地域による相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築が必要。
- 生活困難を抱える人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう、当事者のエンパワーメントに向けた取組が必要である。精神的な回復が必要な人々に対しては、その回復を支援する仕組みが求められる。
- 特に、女性は出産・育児などのライフイベントを経て、持てる力を発揮して就業継続・再就職し経済的自立を図ることができるよう、ライフコースを通じたエンパワーメントの視点から総合的に支援する取組が必要。
- 成育家庭の経済的状況が子どもの進学機会や学力、意欲において差を生まないような教育の仕組みづくりなど、生活困難の世代間連鎖を断ち切る取組が必要。
- 各種の支援制度が要支援者の状況や時期に応じて細分化され、個人を一貫してフォローする仕組みになっていない状況に対し、複数の支援を組み合わせ、個人のライフコースに沿って切れ目ないサービスを提供するため、国や地方公共団体、NPOや企業も含めた多様な主体の連携が必要。
- 生活困難の防止・生活困難を抱える人々への支援について、政策の企画段階から男女別の状況やニーズを反映し、また男女別の実績や効果を評価して次の施策へと反映することがその方法の検討とともに必要。

4. 施策

- 平成21年11月26日の男女共同参画会議にて意見として決定された諸施策を効果的に実施することが必要である。